

## 制度等検討委員会を通じて考えたこと

### 公的データの利活用について

今年度の制度等検討委員会では、公的データの民間活用という点が1つのテーマになっていました。このようなデータを公的なデータの利活用の視点で見ると、データを作っている立場から言えば、特定の目的の為に作っているのであってgコンテンツを作っている訳ではありません。位置情報が付加された情報は使えるかもしれませんが、位置情報がついてなくても、公的な統計調査はそれ自体の存在として認知されていて、統計調査報告が売られていけば良いではないかとなってしまいます。従って、作っている側は社会的な意義が違っているのでgコンテンツになるとは思っていないのです。この場合に、gコンテンツに整備する為のコストを負担するインセンティブは作成者にはないので、それぞれ背景が違うデータを、何故公的な側でgコンテンツにと整備する必要があるのかを、説明する必要があります。これには、公的データの二重投資を避けたり、より正確な行政判断が出来る様になるといった利点を説いていく必要もあります。また、私が心配していることでもあるのですが、公的に作られたデータは有効に使われていなくて死蔵されているケースもあり、かなりの非効率を生んでいても評価する体制にありません。

他の事業評価や行政評価は費用便益分析をしておりますが、統計データについては、情報関連は法律があるからとか、指定統計だからとかいう理由で、ベネフィットの方の評価が十分に出来ていません。従って、利用効率を上げる議論につながって行きにくいのです。この議論を盛り上げて行けば、公的データの利活用の議論も盛り上げられるのではないのでしょうか。

公的データの利活用の体制整備が出来たとして、コスト負担をどうするかを検討する必要もあります。作ったものは公的資金を投じて、既に負担は原則終わっているもので、後はどの様に利用するかだけ、という考え方もあるでしょうし、ベネフィットに対する何らかのフィーは払った方が良いのではないかという考え方も有るでしょう。行政の方で膨大な調査費をかけた一方で死蔵されているケースもあることを考えると、ビジネスユースでも使える様にして、若干でも費用負担して貰い還元される方が、一般の人にとってもプラスになります。

### 地方自治体の動き

第3回委員会で、三重県地域振興部の小林氏に同県で進めているM-GISを題材に『行政コンテンツの利活用に関する問題点』というテーマで講演を頂きました。三重県は過去に北川知事が推進したことで、現在の情報開示が実現出来ているのですが、現状では実験的な要素が多く含まれた段階だといえます。従って、三重県の例は良いと思うのですが、三重県でやっているから、東京都でもやって欲しいと言うのは、ロジックとしては弱いと思

います。講演の中で小林氏が指摘した問題点を一つ一つ解決して行く必要がありますし、三重県ではこういった新しい産業が起きたといった具体的な成果が出ないと、現段階で他の地域へ拡張を進めるのは難しいと思います。ただ、その取組の中で特徴的なのは、ソフトも一緒に配ったということですが、大変良いことだと思います。三重県の場合には、その機能は有りませんが、個人発信のgコンテンツを共有する様な機能を持たせた場合には、利用者モラルの問題に発展する可能性もありますが、それはインターネット全般のモラルの問題と同じで、必ずしもgコンテンツ特有の問題点とは言えないと思います。

### **米国の事例に学ぶ**

米国とは社会制度の違いや歴史背景から来るカルチャーの違いがありますが、クリントン時代の大統領令（Executive Order 12906）で統計情報を含む地図情報を整備し、産業育成の為にインフラに位置付けたことから状況が大きく変わって来ました。このように社会のトップが認識して宣言する形でないとなれば劇的な進展は難しいと思います。日本では都市再生ならぬ情報再生の様な形が必要ではないでしょうか。総合規制改革会議の様なところで、取り上げて行く形が必要かと思えます。行政側の誰に対してアプローチするべきかといったことから考えると、日本には米国のOMB(Office of Management and Budget)の様な部署が存在していませんが、内閣府がそれに近い立場にあると思えます。

### **gコンテンツ流通に必要な社会システム**

ある情報の利活用がアカデミックユースでは良いが、ビジネスユースは駄目だということは、日本だけではなく海外でもありますが、これからはそういった境界が次第に不明確になって行きます。大学も民間ビジネスを立ち上げたり、独立行政法人となって国立大の先生も公務員でなくなります。従って、民間産業は、儲けるから駄目だと言うのとは、別の観点で見て行く必要も出てきます。

著作権の問題に関して言えば、使用料がフリーのgコンテンツのジャンルを作る必要があるのではないのでしょうか。例えばPDFになっている白書は、クレジットさえ出せば誰でも使える様なジャンルを作ってダウンロード出来る仕組みを作る必要があると思えます。

個人発信のgコンテンツを含む民間gコンテンツでは、改変した際に、オリジナルと改変した分のシェアをどの様に計るかは非常に難しいと思います。gコンテンツでは、一つの価値は小さいので、需要の発生により価格付けする形やプロフィットシェア型を発展させることで、一つの体系が出来る可能性があります。例えば主婦層を組織してデータを集める場合に、それぞれのデータに主婦は価値があるとは必ずしも思っていないかもしれませんが、データセットとなった場合には大きな価値が出て来ることとなります。gコンテンツとはこういったものではないのでしょうか。

gコンテンツをフリーで公開した場合に、それを使って他の企業等が大きな利益を上げることが、心情的に問題を感じる場合があります。民間事業に対するロイヤルティを査定

する機関の様なものを民間主体で作ってゆくことの検討が、来年度あたりには必要となるのではないのでしょうか。

#### 今年度の議論の弱点について

最後になりますが、今年度の制度等検討委員会を通じて、gコンテンツ社会を実現する上で一番強く感じた問題点について述べたいと思います。それは、位置情報を付加したgコンテンツによって実現される利点や社会的な意義が具体的な事例を挙げて表現が出来ていないことではないかと思えます。そのため、gコンテンツ自体の価値や重要性が十分に社会的に認知されていません。実際には、位置情報を付加した情報を揃えていくことで始めて見えてくる価値があるのですが、色々なビジネス等に使えるといっても、具体的な社会的意義が見えていないのでは、環境を整備して行こうという機運が出て来ません。ユーザー側立場での要望として、どんな風に使えばどんな風に良くなって、産業に役に立つかのバックアップ情報がないので、オープンにして欲しいと言った時に、何故との問いに答えられないところが弱点でもあり、要望が具体的に盛り上がって行かないのです。今後、gコンテンツ市場がかたち作られ、gコンテンツ自体の価値や重要性が世の中に認知されることによって、現制度への要望、改善の必要性などが具体的に出てくるのではないのでしょうか。

2004年2月5日